「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について(通知)

日頃から本市の危機管理対策事業に種々のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、令和6年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助 金を交付いたします。

つきましては、令和6年度の交付申請及び、令和5年度の実績報告をお願いします。

1 提出書類

- (1) 令和6年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書類一式
- (2) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式 ※申請様式は、青葉区連合自治会長会のホームページからダウンロードもできます。
- 2 提出期限 令和6年8月31日まで
- 3 提出方法 電子メール、電子申請(※)、郵送、ご持参で下記担当まで提出をお願いします。
 - ※令和6年度から「青葉区地域活動推進費補助金等実績報告および交付申請」の電子申請システムフォームから「町の防災組織活動費補助金」についても、同時に申請することが可能となっています。

4 区からの送付書類

- (1) 令和6年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和6年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (4) 補助金手続きにかかるチェックシート
- (5) 返信用封筒

電子申請QRコード



【連絡事項】

- ◎従来から地域振興課に提出していただいている、自治会・町内会の予算・決算書類(事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書)・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費 補助金の添付書類として使用します。申請書、報告書と合わせて、添付書類等が揃うことで受理となります。
- ◎地域振興課に予算・決算書類を提出している自治会・町内会の方は、総務課へ予算・決算書類等の提出は必要ありません。地域振興課に予算・決算書類を提出していない方は、別途、総務課への提出が必要になります。
- ◎ 「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の 「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

担当:青葉区役所総務課防災担当

長、柄、黒岩

TEL: 045-978-2213

E-Mail: ao-bosai@city.yokohama.jp

令和6 (2024) 年度 町の防災組織活動費補助金 事務の手引き (自治会町内会等)

※ この手引きは、令和6年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



\bigcirc	提出書類•提出期限	•••	1ページ
\bigcirc	事業概要	• • •	2ページ
≪申討	請∙請求編≫		
1.	事務の流れ	•••	3 ページ
2.	申請書記入のポイント	•••	4 ページ
3.	Q&A集(申請書編)	•••	7ページ
	<参考>訂正の方法について	•••	8 ページ
4.	請求書記入のポイント	•••	9 ページ
5.	請求について	•••	12 ページ
6.	Q&A集(請求書編)	• • •	13 ページ
≪報·	告編≫		
1.	事務の流れ	•••	15 ページ
2.	実績報告について	• • •	16 ページ
3.	報告書記入のポイント	•••	17 ページ
4.	領収書について	• • •	20 ページ
5.	Q&A集(報告書編)	•••	22 ページ
\bigcirc	提出先	• • •	23 ページ

〇提出書類-提出期限

1. 提出書類

以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出 ↑ ハトの・※」の「N・CV・公司根に ファースは、トロップによるの人で、 できる。 不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得 てください。

※

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

• 申請書 1 部 • 事業計画書 1 部

• 収支予算書 1 部 *

団体の規約 1 部 *

• その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

請求書 1 部

• 口座振替依頼書 1 部 *

• 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 *

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

 報告書 1 部

• 活動実績報告書 1 部 **※**

• 収支決算書 1 部 *

• その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部

• 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出され た場合、受理できない場合があります。)



請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和6(2024)年度補助金交付申請書 令和5年度実績報告書	令和6(2024)年度請求書
8月31日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わ せください。

〇事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和6(2024)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数※×160円

※ 令和6(2024)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

() 4 /			_		
団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	- 15 4	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<u>310</u>	・・の場合、	310	49,600
B自治会 <u>(400)</u>	410	390		400	64,000
	t - 1	□ → \.		3 . /\ 2 3	V [10 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和6(2024)年4月1日から8月31日までに区役所総務課へ提出してください。

- 6. 補助金の交付対象事業
- 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- 備蓄食料・防災資機材等の購入
- 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- AEDの購入(リース含む)
- 防災パトロール (**※防犯パトロールは対象外**です。)
- その他防災活動の一環として実施する事業

↑ 交付の対象となるのは、令和6(2024)年度中に実施する事業に限ります。

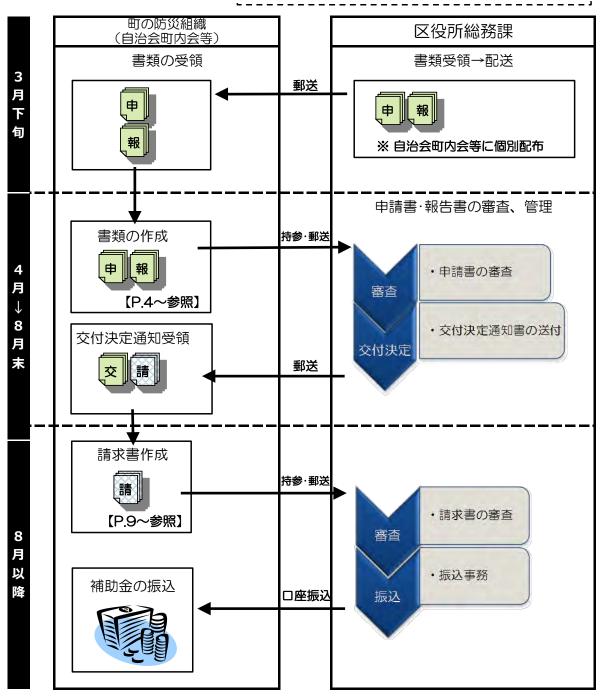
- 7. 補助金の交付対象とならないもの
- 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- 防災積立金 (当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- 分割購入費
- 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

≪申請·請求編≫ (P. 3~P. 14)

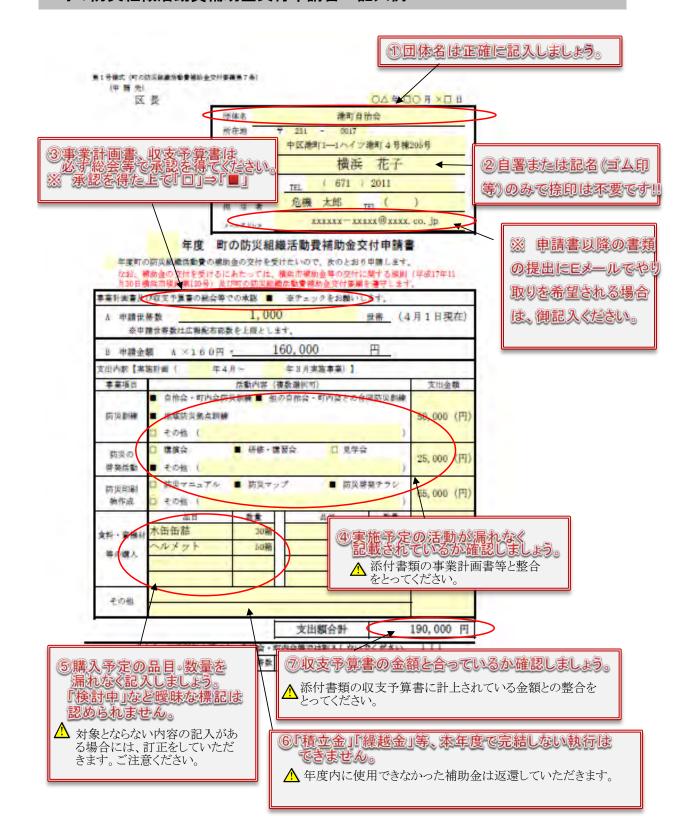
1. 申請・請求事務の流れ

- . ◇ 用語説明
- 「申」…申請書
 - 「交」…交付決定通知書
- 「報」…報告書
- 「請」…請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例



収支予算書及び事業計画書との整合 ≪収支予算書≫ 〇支出の部 予算額 区 名 整理番号 1 会議費 80 000 × OSA 置款代 2 事 務 費 65,000 3 人 件 费 成 〇△ 年度 収支予算書 4 会館(会場)借上料 5 全線光勢水養 160,000 和内級範疇所 70,000 円 町内会館が外内 港町自治会 ○会計年度 自 平成○△年4月1日~ ~ ◇ ポイント ◇ 〇収入の部 項 予算額 | ○ 申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額 会長 1.266.000 ○ 申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費 となります。 地域活動推進各 298.200 防犯灯維持管理费補助金 26 400 表記計 \$2 et > 2,200 円 3 社会教育事業費 160円 × 1,000世帯 町の防災級線送動養補助金 160,000 金属5大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 ◆年 4 レクリエーション費 320.000 80,000 円 日本・紀大サービス 5 福利原生事業務 140.000 30,000 円 書運等作品等 50,000 課演会 70,000 円 映画会 6 文化事業費 150,000 7 そ の 他 事業費 小計 ② 959.840 17 年(DMACHUE 9 月 * 〒57629 8 月) ※ 配有部款 426 × 12 ** = 86, 議会だより 5,816 月 (4円×配布部款 426 × 4回 = 6,816 広報配布謝金 補助対象予定経費①+②=③ 白 高原購入布數局 4 事業収入 68.300 1 防犯灯维持管理费 49.000 防衛打の電気件 19.000 円 022000 40 000 2 町の防災組織活動費 寄付金、祝金等 3 会館使用料 補助事業費 小計 ④ 239,000 団体交付金·謝金 1 会館建設・修繕積立金 150,000 利息・その他雑人 2 交際費 30.000 交際費 18,000 円 質評 吊度播越会 3 慶弔費 25,000 慶弔費 前年度からの繰入金 123.51 4 戀親会費 15.000 5 寄付金·募金 30,000 共同募金 収入合計 2,141,364 6 予備費 107,524 支出合計 (3)+(4)+(5) 2,141,364 次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります 298.200 A 700 円× 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) 地域活動推進書 B 活動費(事務費·事業費) 1,544,840 円 の3分の1(10円未満切捨て 防犯灯維持管理費補助金 防犯灯 26.400 12 灯火 2,200 円 町の防災組織活動費補助金 160,000 160 円 × 申請書「B 申請金額」と同額が確認をお願いします!! ↑ 申請額未満の金額が記載されていた場合には、その 金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。 支出の部 49,000 防犯灯の電気代 1 防犯灯維持管理費 19,000 P PERCHA-MA 30,000 円 H 助 2 町の防災組織活動費 190,000 防災訓練·研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000円 3 費 4 申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。 補助事業費 小計 ⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の 「支出合計金額」との整合を取ってください。

事業計画書》

年度事業計画書 港町自治会 事業計画年月 活動内容・場所等 ○△年4月第1回班長会 さくらまつり (〇〇公園) 定期清掃 (25日) 5月こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃(25日) 6月第2回班長会 防災訓練(14日 第二公園) 足期清掃 (25日) 7月 防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日) 8月第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日) 9月 勒老知智全 防災研修会 防災パトロール 定期清掃 (25日) 10月第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日) 11月 定期清掃 (25日) 12月 防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日) ○◇年1月 地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃 (25日) 2月第5回班長会 定期清掃 (25日) 3月 予算総会 定期清掃(25日)

♠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。



⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. 0&A集(申請書編)

- ◆ 補助対象について
 - Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが・・・
 - ▲「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。
 - Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は?
 - ▲ 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。
 - Q リースは対象となるか。
 - A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。
 - □ Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。
 - A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。
 - Q パトロールは対象になるのか。
 - A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。
- ◆ 申請の手続きについて
 - Q 申請書に捺印は必要ですか?
 - A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。 ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。
 - Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの?
 - △ 代表者の私印か○○代表者印(○○会長印)の捺印をお願いします。 代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。

















Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか?

- A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。 ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。
- Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか?
- A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支 出項目をご記入いただいて構いません。
- | Q 「その他」には何を書けばいいの?
- A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。
- Q 提出先はどこ?
- A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)
- Q 提出の期限は?
- ^ 提出期限は8月31日です。

ご協力よろしくお願いいたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおりに訂正しましょう。

- ◇ 訂正する時の注意点 ◇
 - (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
 - (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋



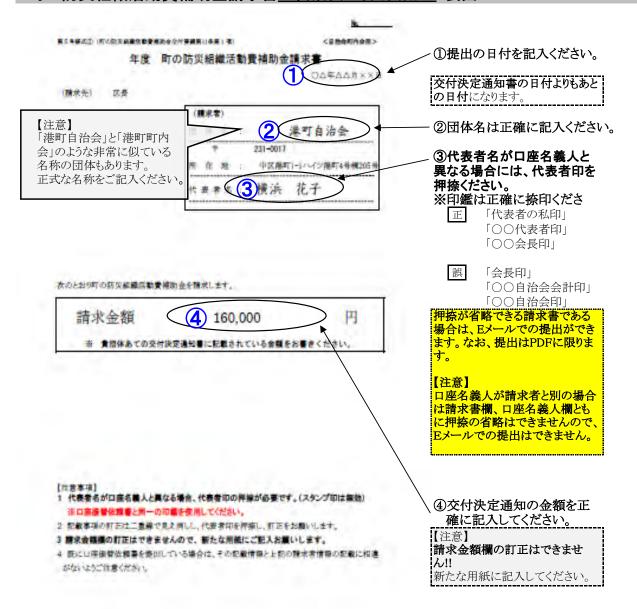
例えば、申請書で住所を間違えてしまったら…

代表者住所 〒 231 - 0017 中区港町1-1 ハイツ港町 4号 棟205号 代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

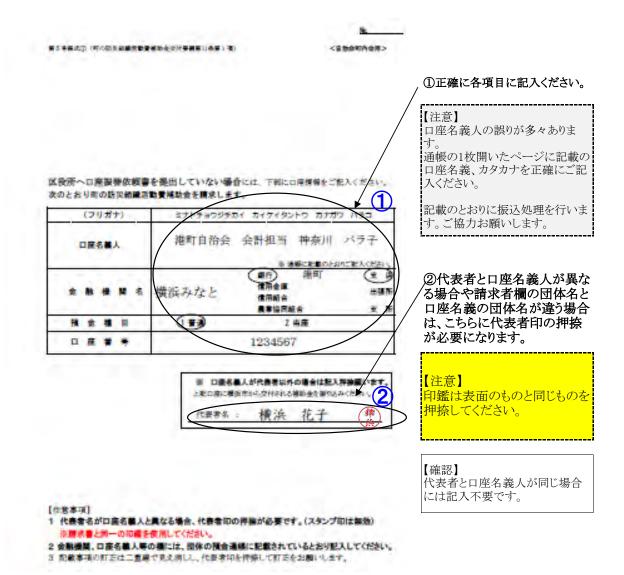


<u>今年度</u>すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入 は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を 参考に、裏面もご記入ください。 転居や代表者変更等があった場合は事前に 区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書く自治会・町内会用>・裏面

※ <u>区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合</u> のみ、記入が必要です。



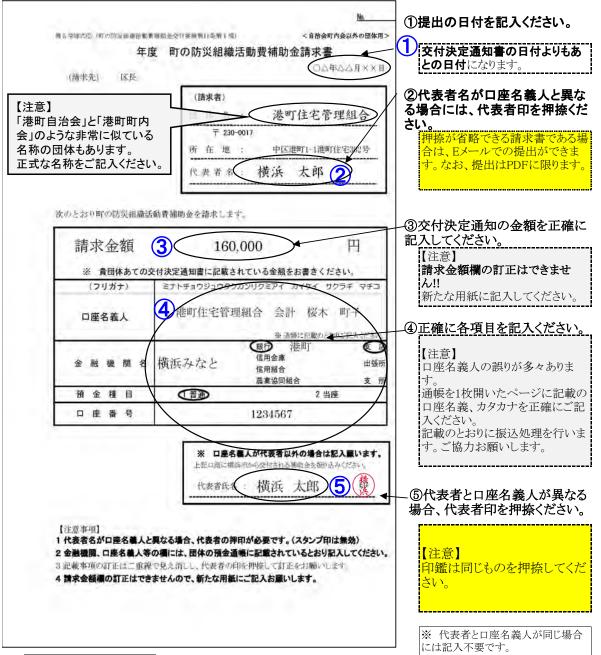
----- 最後にチェック!!

□ **訂正箇所はありませんか?** (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの 訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑 で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

町の防災組織活動費補助金請求書く自治会・町内会以外の団体用>



----- 最後にチェック!!

口 **訂正箇所はありませんか?** (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの 訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で 重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

- 2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について 交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。
 - ①「町の防災組織」活動費補助金請求書
 - ②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し
- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに記入してください。
- <u>↑ 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。</u>

その他、字の写し間違えにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

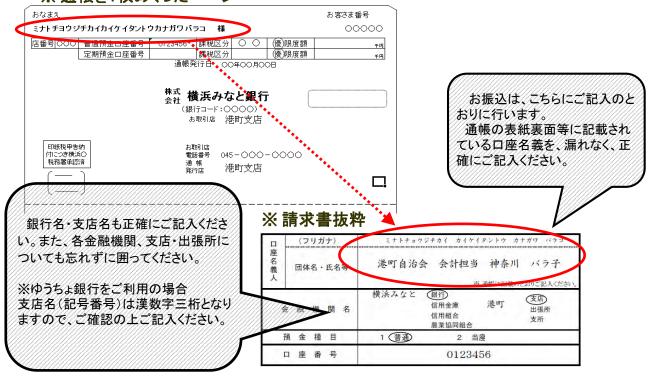
- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集(請求書編)

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの?

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳を1枚めくったページに記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ



| Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。 例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどうすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの?

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジ**チ**カイ」の団体、「ジ**ジ**カイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- ・「ジチカイ」と「ジジカイ」
- ・「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- ・役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- ・「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- ・実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している ⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- ・「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- ・「支店」と「出張所」の囲い間違い
- ・代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- ・上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- ・上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

≪報告編≫ (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ

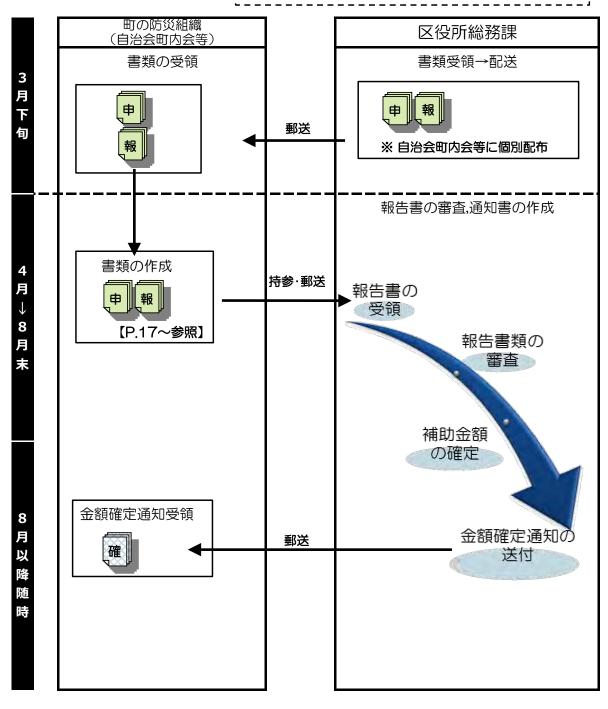
報告書 受付

報告書審査

補助金額 確定

金額確定通知送付

- ◇ 用語説明
- 「申」…申請書
- 「報」…報告書
- 「確」…金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記 入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることに なりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を 作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内 にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交 付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処さ れます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

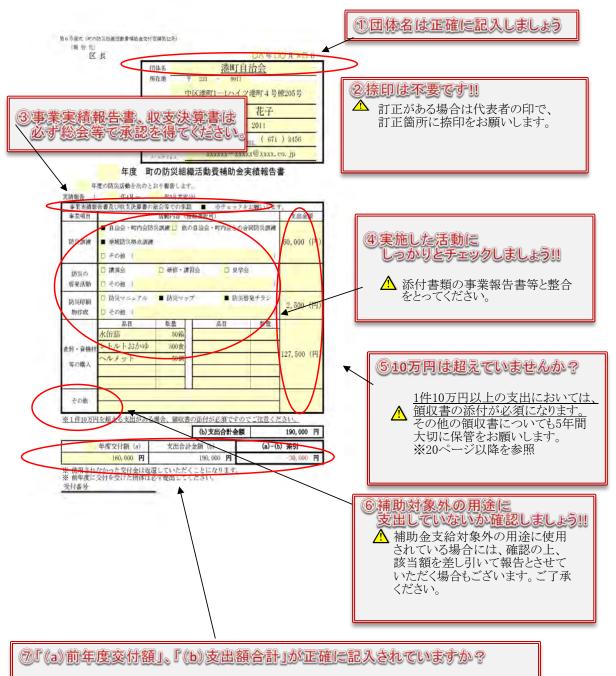
補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領 収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算 して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合 などがあります。



介 令和5(2023)年度の会計帳簿・領収書等は2029年度までの保存が必要です。

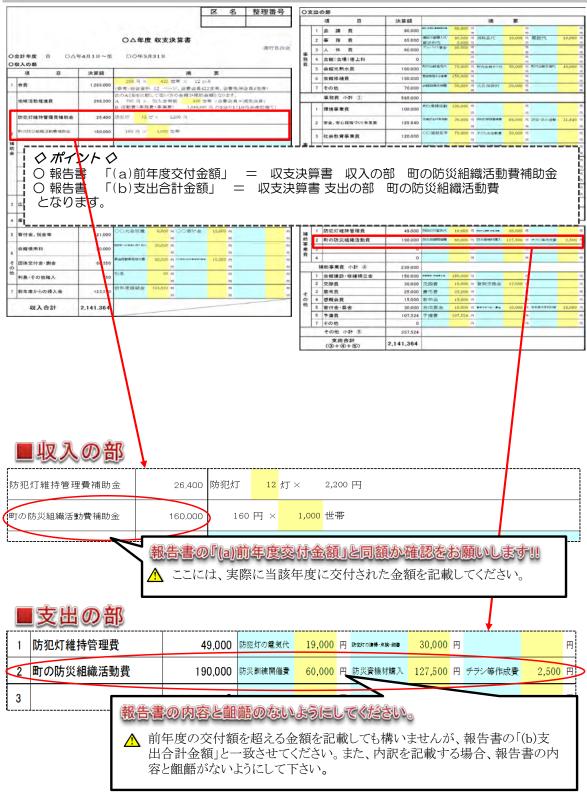
3. 実績報告書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例



▲ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

収支決算書及び事業実績報告書との整合



○△ 年度事業実績報告書 港町自治会 活動內容・揚所・参加人数 等 事業実施年月 ○ △年 さくちまつり 日時:4月6日 午前10時~ 場所:第2公園 参加者:約250名 4月 内容;みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会(21日。○○について、△△報告) 定期清掃(25日) 5月 こどもフェスティバル 日時:5月5日 午前10時~ 場所:みなと危機管理小グラウンド 参加者:80名 決算総会 (23日) 定期清掃(25日) 6月 防災訓練 日時:6月20日 午後1時~ 場所:第2公園 参加者:40名 第2回班長会(21日。こどもフェスティバル決算等報告 他) 定期清掃 (25日) 7月 防犯パトロール (20日~25日) 定期清掃(25日) 日時:8月8日 午後5時~ 揚所:○○ 参加者:約200名 第3回班長会(21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について) 定期清掃(25日) 9月 敬老祝賀会 日時:9月15日 午後3時~ 場所:○○会館 参加者:約40名 定期清掃 (25日) 10月 いも煮会 日時:10月20日 午後12時~ 場所:〇〇 参加者:約150名 第4回班長会(21日。防犯パトロール、クリスマス会について) 定期清掃(25日) 11月 定期清掃 (25日) 12月 クリスマス会 日時:12月23日 午後3時~ 場所:○○小学校 参加者:約50名 定期清掃 (25日) 防犯パトロール (20日~31日) ○○年 鮮っき大会 日時:1月6日 午前10時~ 場所:○○小学校 参加者:約80名 1月 地域防災拠点防災訓練(17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名) 定期清掃 (25日) 2月 第5回班長会 (21日、来年度予算案について) 定期清掃 (25日) 3月 予算総会 (21日) 定期清掃 (25日)

報告書でチェックのある活動が

績報告書にしっかりと反映されているか確認し

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会 の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業 実績報告書には載っていなければなりません。記述が ない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記し ていただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等 の情報は必ず確認してください。



↑ 収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

っまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

↑ この場合の1件とは?・・・1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。



①全て別々の店・時期に購入



1契約ごと10万円未満であるため、 **領収書の添付は不要**

②同じ店・カタログ等で同時購入



それぞれの品目は10万円未満だが、 総額が10万円を超えるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入









それぞれは10万円を超 えていないため、提出 の必要はありません。





2一括購入







1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。 そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。 また必要に応じて区役所から提示を求める場合などがあります。

5. Q&A集(報告書編)

Q 報告書に捺印は必要ですか?

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。

ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q (報告書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

△ 代表者の私印か○○代表者印(○○会長印)の捺印をお願いします。 代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。

















Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどうするのか。

A 現会長の名前で提出してください。

Q「その他」には何を書けばいいの?

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

なず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。

次に、乾パンは乾パン(4万円)、水缶は水缶(6万円)、ヘルメットはヘルメット(4万円)とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

│ Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ?

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先等については次ページをご覧ください。)

Q 提出の期限は?

↑提出期限は8月31日です。

ご協力よろしくお願いいたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	(510)1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	(411)7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央1-5-10	(320)8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通35	(224)8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町2-33	(341)1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南4-2-10	(847)8315(直通)
保土ケ谷区総務課	240-0001	保土ケ谷区川辺町2-9	(334)6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ケ峰1-4-12	(954)6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子3-5-1	(750)2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	(788)7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町26-1	(540)2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町118	(930)2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ケ尾町31-4	(978)2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ケ崎中央32-1	(948)2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	(866)8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 3 O 3 - 1 9	(894)8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北5-1-1	(800)2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	(367)5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 2011
秘伤问地域的火味	(011) 2011

(申 請 先)

青葉区長

_			年	月	日
団体名					
所在地	〒 −				
代表者名					
	TEL ()	-		
担当者		TEL ()	-	
メールアドレス					

<mark>6 </mark>年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

6 年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11 月30日横浜市規則第139号)及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

	(供用規則第139万) 及UP				0
事業計画書及び	『収支予算書の総会等での) 承認 🔲 ※チ	エックをお願いしる	ます。	
A 申請世初 ※申詞	帯数 責世帯数は広報配布部数を	上限とします。	†	世帯 (4	月1日現在)
B 申請金額	質 A×160円=_			円	
支出内訳【実加	施計画(6 年4月 ²	~ 7 年3	月実施事業)】		
事業項目		 舌動内容(複数選			支出金額
	□ 自治会・町内会防災	訓練 □ 他の自治	会・町内会との合同	司防災訓練	
防災訓練	□ 地域防災拠点訓練				
193 9 C B) 11/9 K				,	
	□ その他 ()	
防災の	講演会	□研修・講習会	□ 見学会		
啓発活動	□ その他 ()	
防災印刷	□ 防災マニュアル [□ 防災マップ	□ 防災啓	発チラシ	
物作成	□ その他 ()	
	品目	数量	品目	数量	
食料・資機材					
等の購入					
	1				
その他					
			七山炻△⇒↓		Ш
支出額合計					
 	V	1			$\downarrow\downarrow\downarrow$
申請世帯数	区確	認世帯数	交付	世帯数	
受付番号			交付 ⁻	予定金額	

書	莲	X	长
\mathbf{H}	\rightarrow	<u></u>	JX.

団体名 所在地	∓ -
代表者名	TEL () -
担当者	TEL () -
メールアドレス	

年 月 日

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

5 年度の防災活動を次のとおり報告します。

宝績報告 (5 年4月~ 6 年3月宝施分)

	7 71	1 0 3 3 2 3 2 3 2			
事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 🔲 ※チェックをお願いします。					
事業項目		支出金額			
	□ 自治会・町内会防災	練			
防災訓練	□ 地域防災拠点訓練				
	□ その他 ()
防災の	□ 講演会	□ 研修・講	習会	見学会	
啓発活動	□ その他 ()
防災印刷	□ 防災マニュアル	□ 防災マッ	プロ	防災啓発チラシ	
物作成	□ その他 ()
	品目	数量	品目	数量	
食料・資機材					
等の購入					
守り焼八					
その他					
· C V/IE					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額	円

5	年度交付額(a)	支出合計金額(b)	(a)-(b) 差引
	円	円	円

- ※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

町の防災組織活動費補助金チェックリスト

【申請書編】

項 番	確認事項	チェック欄		
	団体名・代表者名等は正しく記されていますか?※申請書への捺印は不要			
2	2 申請金額に計算間違いはありませんか?※申請世帯数×160円			
3	支出額合計に計算間違いはありませんか?			
4	日付や年度は正しく記されていますか?			
5	訂正をする場合、訂正箇所に代表者の私印か代表者印(〇〇会長印など)を捺していますか? ※自治会・町内会等の団体印は不可 様 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後 後			
6	事業計画書及び収支予算書等は総会などで承認されていますか? ※様式内にチェック欄有			

※年度の標記について、西暦・新旧和暦の指定はありません。

町の防災組織活動費補助金チェックリスト

【報告書編】

項 番	確認事項	チェック 欄		
1	団体名・代表者名等は正しく記されていますか?※報告書への捺印は不要			
2	支出額合計に計算間違いはありませんか?			
3	前年度交付金額は正しく記入されましたか?			
4	日付や年度は正しく記されていますか?			
5	 1点10万円を超える支出があった場合、領収書の写しを添付していますか? 			
6	訂正をする場合、訂正箇所に代表者の私印か代表者印(〇〇会長印など)を捺していますか? ※自治会・町内会等の団体印は不可 長路港 之会町 迎会旬 「か会り			
7	事業計画書及び収支決算書等は総会などで承認されていますか? ※様式内にチェック欄有			

[※]年度の標記について、西暦・新旧和暦の指定はありません。

青葉区総務課長

青葉区版防災情報伝達システム登録者の変更について(依頼)

平素から市政・区政の推進並びに地域防災活動に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、青葉区では平成28年9月より、「青葉区版防災情報伝達システム」を運用 しています。本システムは、電話や専用防災ラジオを活用し、自治会・町内会や地 域防災拠点運営委員会等の皆様に避難指示等の情報を伝達します。

新年度に入り、会長の変更がある場合は、専用防災ラジオの確実な引継ぎをお願いいたします。

また、専用防災ラジオの管理者や、電話による情報伝達システムの登録者に<u>変更が生じる場合には、</u>【別紙】登録申請用紙にご記入の上、<u>令和6年5月31日(金)までに下記担当あてにご提出</u>をお願いいたします。

なお、登録者に変更がない場合は、提出不要です。

【提出方法】

次のいずれかの方法でご提出ください。

- 1 郵送・FAX:必要事項を御記入の上、青葉区役所総務課まで御提出ください。
- 2 メ ー ル:青葉区連合自治会長会のホームページから様式(※)をダウンロードして いただき 下記担当まで送信ください。
 - ※青葉区連合自治会長会トップページから「その他(提出書類様式等)」をクリックし、「■青葉区版防災情報伝達システム」の項目内に掲載しています。

担 当:青葉区役所総務課防災担当 (〒225-0024 市ケ尾町31-4)

長、柄、黒岩

T E L : 045-978-2213 F A X : 045-978-2410

E-mail:ao-bosai@city.yokohama.jp

青葉区版防災情報伝達システム登録申請用紙

令和 年 月 日

(申請先) 青葉区長 あて

団 体 名
所 在 地 横浜市青葉区 (スリガナ) 代表者氏名 電話番号

下記のとおり「専用防災ラジオ」の管理者情報及び「電話システム」からの情報を受信する電話番号を変更します。

なお、貸与された専用防災ラジオは、下記の管理方法を遵守します。

記

管理方法

- 1 専用防災ラジオは、常に正常な受信状態を保つよう管理します。
- 2 専用防災ラジオを紛失または毀損した場合は、速やかに青葉区に連絡します。
- 3 専用防災ラジオの改造その他の原形に変更を加える行為はしません。
- 4 専用防災ラジオを必要としなくなったときは、青葉区に返還します。

申請年月日	令和	年	月	日	
専用防災ラジオ管理者	氏名:				役職:
電話システム登録者①	電話番号	号:			
電話システム登録者②	氏名:				役職:
电前ンヘノム登録有②	電話番号	号:			
電話システム登録者③	氏名:	•			役職:
电前ンヘノム登録有句	電話番号	号:			

- ※専用防災ラジオ管理者と電話システム登録者①は、同一の方でお願いします。
- ※3名以下の登録人数による申請をしていただいても結構です。

※横浜市青葉区処理欄(申請者は記入しないでください)

① 貸与年月日	令和 年	F 月	日	
② 受信機番号	[]	付属貸与品(外付アンテナ ・ 分配器)
③ 備考				

※上記の個人情報については、青葉区版防災情報伝達システム事業の目的以外には使用しません。

青葉区版防災情報伝達システムについて

青葉区では、災害時の緊急情報発信手段の多重化を図るため、ラジオと電話を活用した2つの情報伝達システムを独自に導入し、平成28年9月に運用を開始しています。

町の防災組織である自治会・町内会や、地域防災拠点運営委員会等の皆様には、**災害時の区役 所からの情報を得る手段の一つ**として、ご活用していただきたいと考えています。

運用例としては、避難指示、土砂災害警戒情報、特別警報、震度5強以上の地震など、重大な被害が予測され、緊急性が高い場合に災害情報を伝達します。

その情報を地域で活用していただき、災害の被害を減らすことを目指しています。

ラジオによる情報伝達システム

- FMサルースの電波を使い緊急情報を発信
- ・災害時には、FMサルースまたは区役所から緊急放送を発信
- ・緊急情報の場合は、専用ラジオで自動受信 電源がOFFでも自動起動
- ・イッツコム加入世帯は、イッツコムの回線 から電波をとることも可能



電話による情報伝達システム

- ・自治会・町内会長や地域防災拠点運営委員長 等の登録番号へ一斉に電話で緊急情報を配信
- ・情報と質問を自動音声で伝達し、電話のプッシュボタンによる番号回答を即時にシステムで集計

【例】*周辺に被害はありますか?* 被害がある場合は「1」、ない場合は「2」を…



システムの運用について _

- ・ラジオによる情報伝達システムで使用する専用防災ラジオについては、 区役所から貸与します。
- ・電話による情報伝達システムについては、特別な機材の設置等は必要 ありません。お手持ちの携帯電話または、ご自宅の固定電話の番号を 登録していただき、災害発生時に機械音声による情報伝達を行います。
- ・専用防災ラジオの管理場所及び電話システム登録電話番号について、 区役所が管理するため、御登録していただきます。
- ・登録者が変更になる場合は、後任の方へ引き継いでいただくとともに、 区役所に変更情報の御連絡をいただきます。

システムイメージ図

